

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2020 年 12 月 7 日

株式会社エイアンドティー

2020年12月7日

株式交換に係る事前開示書類

神奈川県藤沢市遠藤 2023 番地 1
株式会社エイアンドティー
代表取締役社長 三坂 成隆

当社は、2021年2月1日を効力発生日として、株式会社トクヤマ（以下、「トクヤマ」といい、当社とトクヤマを総称して「両社」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行います。本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）
別紙1をご参照ください。
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1号第1号）
 - (1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	トクヤマ (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.68
本株式交換により 交付する株式数	トクヤマの普通株式：2,543,952株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、トクヤマの普通株式（以下「トクヤマ株式」といいます。）0.68株を割当交付いたします。ただし、トクヤマが保有する当社株式（2020年10月28日現在2,515,700株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以

下「本株式交換比率」といいます。)は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、トクヤマ及び当社が協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するトクヤマ株式の数

トクヤマは、本株式交換に際して、トクヤマが当社の発行済株式の全部(ただし、トクヤマが保有する当社株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の当社の株主の皆様(ただし、トクヤマを除きます。)に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のトクヤマ株式を割当交付いたします。割当交付するトクヤマ株式には、新たに発行するトクヤマ株式及びトクヤマが保有する自己株式(2020年9月30日現在385,018株)を充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において保有している自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、トクヤマの単元未満株式(1単元(100株)未満の株式)を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、トクヤマ株式に関する下記の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及びトクヤマの定款第10条の規定に基づき、トクヤマの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式をトクヤマから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、トクヤマの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをトクヤマに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、トクヤマ株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のトクヤマ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

トクヤマ及び当社は、2020年7月末に、トクヤマから当社に対して本株式交換の正式提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、トクヤマが当社を完全子会社とすることが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

トクヤマ及び当社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、トクヤマは野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

トクヤマにおいては、下記（3）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村証券から2020年10月27日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、トクヤマの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、下記（3）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から2020年10月27日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、支配株主であるトクヤマとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記（3）②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(イ)算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

トクヤマの第三者算定機関である野村証券及び当社の第三者算定機関であるみずほ証券はいずれも、トクヤマ及び当社からは独立した算定機関であり、トクヤマ及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

野村証券は、トクヤマについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である2020年10月27日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）におけるトクヤマ株式の算定基準日の株価終値、2020年10月21日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2020年9月28日から算定基準日までの直近1か月間の終値平均値、2020年7月28日から算定基準日までの直近3か月間の終値平均値、2020年4月28日から算定基準日までの直近6か月間の終値平均値を採用しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、採用して算定を行いました。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である2020年10月27日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の算定基準日の株価終値、2020年10月21日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2020年9月28日から算定基準日までの直近1か月間の終値平均値、2020年7月28日から算定基準日までの直近3か月間の終値平均値、2020年4月28日から算定基準日までの直近6か月間の終値平均値を採用しております。）を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。

各評価方法におけるトクヤマの1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、下記のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
トクヤマ	当社	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.51～0.61
市場株価平均法	類似会社比較法	0.43～0.75
DCF法	DCF法	0.50～0.73

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2020年10月27日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、トクヤマの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたトクヤマ及び当社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

みずほ証券は、トクヤマについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社については、当社が東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価基準法を、また、両社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を用いて算定を行っております。

みずほ証券は、市場株価基準法においては、2020年10月27日を算定基準日として、トクヤマ及び当社については東京証券取引所における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1か月間、3か月間及び6か月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似企業比較分析では、トクヤマについて、トクヤマと比較的類似性があると想定される類似上場会社として、事業内容、損益、財務状況等の類似性を考慮し、信越化学工業株式会社、東ソー株式会社、株式会社カネカ、東亜合成株式会社、株式会社大阪ソーダ、デンカ株式会社、三菱マテリアル株式会社を選定したうえで、EBITDA マルチプルを用いて、トクヤマの企業価値を分析しております。当社については、当社と比較的類似性があると想定される類似上場会社として、事業内容、損益、財務状況等の類似性を考慮し、シ

スメックス株式会社、株式会社テクノメディカ、栄研化学株式会社、日水製薬株式会社、株式会社カynosを選定したうえで、EBITDA マルチプルを用いて、当社の企業価値を分析しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.48～0.71として算定しております。

DCF分析では、トクヤマについて、トクヤマが作成した2021年3月期から2024年3月期までの財務予測、直近の業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、合理的と考えられる前提に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値を評価しております。なお、割引率は5.80%～6.80%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を-0.50%～0.50%としております。当社については、当社が作成した2020年12月期から2023年12月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値を評価しております。なお、割引率は4.90%～5.90%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を-0.50%～0.50%としております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.41～0.75として算定しております。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

なお、みずほ証券がDCF法の採用に当たり前提とした、両社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

各評価方法による当社株式1株に対するトクヤマ株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.51～0.61
類似企業比較法	0.48～0.71
DCF法	0.41～0.75

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

当社及びトクヤマは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるトクヤマ株式を選択しました。トクヤマ株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断いたしました。

本株式交換により、その効力発生日である2021年2月1日をもって、トクヤマは当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社の普通株式は東京証券取引所JASDAQの上場廃止基準に従って、2021年1月28日付で上場廃止（最終売買日は2021年1月27日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQにおいて取引することができなくなります。当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付されるトクヤマ株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において当社株式を148株以上保有し、本株式交換によりトクヤマの単元株式数である100株以上のトクヤマ株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において148株未満の当社株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たないトクヤマ株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望によりトクヤマの単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第3項

第3号)

① 公正性を担保するための措置

トクヤマ及び当社は、本株式交換の検討にあたって、トクヤマが既に当社株式2,515,700株(2020年6月30日現在、発行済株式総数6,257,900株に占める割合にして40.20%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有し、当社はトクヤマの連結子会社に該当すること及びトクヤマ出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、下記の措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

トクヤマは、トクヤマ及び当社から独立した第三者算定機関である野村証券から、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2020年10月27日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記(1)②(イ)「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」をご参照ください。なお、トクヤマは、野村証券から、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

他方、当社は、トクヤマ及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2020年10月27日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記(1)②(イ)「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、みずほ証券から、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

トクヤマは、森・濱田松本法律事務所を本株式交換の法務アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、トクヤマ及び当社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を本株式交換の法務アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、トクヤマ及び当社から独

立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

当社は、トクヤマが既に当社株式 2,515,700 株（2020 年 6 月 30 日現在、発行済株式総数 6,257,900 株に占める割合にして 40.20%）を保有している支配株主であること及びトクヤマ出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点から、下記の措置を講じております。

(i) 当社における、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2020 年 8 月 24 日、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、いずれも、トクヤマと利害関係を有しておらず、当社の監査等委員かつ社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている三谷淳氏（弁護士、未来創造弁護士法人）及び鳥居明氏（公認会計士、鳥居公認会計士事務所）、並びにトクヤマ及び当社と利害関係を有しない外部の有識者である鈴木良和氏（弁護士、シティニューワ法律事務所）の 3 名により構成される本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(i) トクヤマから当社に対する本株式交換その他の方法を通じた、トクヤマによる当社の完全子会社化のための取引についての申入れに係る取引（以下「本件取引」といいます。）の目的が合理的と認められるか（本件取引が当社の企業価値向上に資するかを含みます。）、(ii) 本件取引の条件（本株式交換における株式交換比率を含みます。）の公正性が確保されているか、(iii) 本件取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び (iv) 上記 (i) から (iii) のほか、本件取引は少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下 (i) から (iv) を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

本特別委員会は、2020 年 8 月 24 日から 2020 年 10 月 27 日までに、会合を合計 7 回、合計約 8 時間にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第 1 回の特別委員会において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独

立性に問題がないことを確認した上で、それぞれを当社の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、本特別委員会は、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の取締役につき、トクヤマとの間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、本特別委員会は、(a) トクヤマから本株式交換の提案内容及び本株式交換の目的並びに本株式交換によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) 当社から、当社の沿革、当社の事業内容、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、トクヤマの提案内容についての当社の考え及び本株式交換が当社の企業価値に与える影響、当社の事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c) みずほ証券から株式交換比率の算定の結果及び本株式交換のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d) アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換の手續面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、並びに (e) 提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、トクヤマと当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、トクヤマから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、トクヤマとの交渉過程に関与しております。本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2020年10月27日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

- (ii) 当社における、利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認
当社の取締役のうち、三坂成隆氏、榊徹氏、松島博氏、玉島浩美氏及び前原喬氏はトクヤマの出身者であり、また、杉山良氏はトクヤマの執行役員を兼務しているため、利益相反の疑義を回避する観点から、2020年10月28日開催の当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、(i) 当社の取締役11名のうち、三坂成隆氏、榊徹氏、松島博氏、玉島浩美氏、杉山良氏及び前原喬氏を除く5名の取締役（監査等委員である2名を含みます。）が審

議し、その全員の賛成により決議を行った上で、(ii) 取締役会の定足数を確保する観点から、上記6名の取締役のうち、過去にトクヤマの従業員の地位を有していたに留まり、利益相反関係が相対的に低いと考えられる三坂成隆氏、榊徹氏、松島博氏、玉島浩美氏及び前原喬氏の5名を加えた計10名の取締役（監査等委員である3名を含みます。）において、改めてその全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。

なお、当社の取締役のうち、三坂成隆氏、榊徹氏、松島博氏、玉島浩美氏、杉山良氏及び前原喬氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、当社の立場でトクヤマとの協議及び交渉には参加しておりません。なお、三坂成隆氏は、2014年2月までトクヤマに所属していましたが、同年3月に当社に転籍し、転籍後相当期間が経過していることから、トクヤマとの関係で利益相反のおそれは小さいものと考えられるところ、三坂成隆氏は当社の事業及び技術領域に精通しているため、その知見を本株式交換に係る検討に活用する必要性が高いことも踏まえ、三坂成隆氏は、上記のとおり2020年10月28日開催の当社の取締役会において、定足数を確保する観点から二段階目の審議及び決議に参加するとともに、本株式交換によって創出されることが期待されるシナジーの検討等、構造的な利益相反の疑義の問題が一般株主の皆様の利益に影響を与えるおそれが小さい事項に限り、本特別委員会の承認を得たうえで、本株式交換に係る検討に参加しております。

(4) 株式交換完全親会社となるトクヤマの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
(会社法施行規則第184条第3項)

本株式交換により、トクヤマの増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従いトクヤマが適当に定めるものとします。かかる取扱いは、トクヤマの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

(1) トクヤマの定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）

別紙2をご参照ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）

① 交換対価を取引する市場

トクヤマ株式は東京証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

トクヤマ株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取

次等が行われております。

- ③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

- (3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条
第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2020 年 10 月 28 日）の前営業日を基準とし
て、1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の東京証券取引所市場第一部におけるトクヤ
マ株式の終値の平均は、それぞれ、2,569 円、2,592 円及び 2,537 円です。

また、トクヤマ株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェ
ブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

- (4) トクヤマの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況
（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

トクヤマは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定に
より有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第
1 項第 3 号）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありま
せん。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

- (1) トクヤマの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項
第 1 号イ）

トクヤマの最終事業年度（2020 年 3 月期）に係る計算書類等の内容については、
別紙 3 をご参照ください。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社
財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ、
2 号イ）

- ① 当社

(ア) 当社は、2020 年 10 月 28 日開催の取締役会において、連結親会社であるト
クヤマとの間で、トクヤマを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完
全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契
約を締結いたしました。本株式交換は、2020 年 12 月 22 日に開催予定の当

社の臨時株主総会の決議による承認を得たうえで、2021年2月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

- (イ) 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

② トクヤマ

- (ア) トクヤマは、2020年10月28日開催の取締役会において、連結子会社である当社との間で、トクヤマを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2020年12月22日に開催予定の当社の臨時株主総会の決議による承認を得たうえで、2021年2月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

- (イ) トクヤマは、2021年3月期に係る中間配当として、2020年9月30日を基準日とする1株当たり35円の剰余金の配当を行いました。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後におけるトクヤマの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項第3号の規定により本株式交換について異議を述べる事ができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社トクヤマ（以下「甲」という。）及び株式会社エイアンドティー（以下「乙」という。）は、2020年10月28日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲（株式交換完全親会社）及び乙（株式交換完全子会社）の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）
商号：株式会社トクヤマ
住所：山口県周南市御影町1番1号
- (2) 乙（株式交換完全子会社）
商号：株式会社エイアンドティー
住所：神奈川県藤沢市遠藤2023番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（但し、第10条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、当該所有する乙の普通株式の数の合計に0.68を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される乙の普通株式の割当てについては、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.68株の割合をもって、割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が適当に定める。

第5条（本効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年2月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約に関して株主総会の承認を受けないで株式交換を行う。但し、同条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約につき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を求める。
2. 乙は、2020年12月中に開催予定の臨時株主総会において、本契約につき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求める。
3. 本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、前二項に定める手続を変更することができる。

第7条 (定款の変更)

乙は、第6条第2項に定める乙の臨時株主総会において、本株式交換の効力発生を停止条件として、本効力発生日付で乙の定款を別紙のとおり変更する旨の議案を上程し、その承認の決議を求める。

第8条 (善管注意義務等)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為(本契約に明示的に定める行為を除く。)を行おうとする場合は、事前に相手方と協議し書面合意の上、これを行う。

第9条 (剰余金の配当等)

1. 甲は、2020年9月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、その普通株式1株当たり金35円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2020年12月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、その普通株式1株当たり金24円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議又は本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得(適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。)の決議を行ってはならない。

第10条 (乙の自己株式の消却)

乙は、乙が基準時において保有する自己株式の全て(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。)を、本効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時をもって消却する。

第11条 (本契約の変更等)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営成績に係る重大な変動が発生又は判明した場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が発生又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合（次条第1号乃至第3号のいずれかが生じることが確実となった場合を含む。）は、甲及び乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、第6条第1項但書の規定により甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに同条但書に定める臨時株主総会の承認が得られなかった場合
- (2) 乙において、本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める臨時株主総会の承認が得られなかった場合
- (3) 国内外の法令等に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）
- (4) 前条に従い本契約が解除された場合

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、解決する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2020年10月28日

山口県周南市御影町1番1号

甲 株式会社トクヤマ

代表取締役 社長執行役員 横田 浩



神奈川県藤沢市遠藤2023番地1

乙 株式会社エイアンドティー

代表取締役社長 三坂 成隆



(別紙)

株式会社エイアンドティー定款変更案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<u>(定時株主総会の基準日)</u> <u>第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準</u> <u>日は、毎年 12 月 31 日とする。</u> 第 14 条～第 38 条 (条文省略)	(削除) 第 13 条～第 37 条 (条文省略)

トクヤマの定款

次ページ以降をご参照ください。

定 款

平成 29 年 10 月 1 日改正

株式会社 トクヤマ

株式会社トクヤマ定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社トクヤマと称し、英文では、
Tokuyama Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の製品の製造、加工および売買

- ① ソーダ、無機工業薬品、有機工業薬品、工業用ガス、化学肥料、その他の諸化学製品
- ② セメント、その他土木建築用資材
- ③ 合成樹脂、イオン交換樹脂膜、その他の高分子化合物
- ④ ファインセラミックスおよび複合材料
- ⑤ 医薬品、農薬およびそれらの中間体、医薬部外品、医療用具および化粧品
- ⑥ 電子機器、電子部品およびそれらの材料
- ⑦ 家庭用雑貨および衛生用品
- ⑧ 前記各製品の加工品および関連品

(2) 石灰石その他鉱物および岩石の採掘、加工および売買

(3) 土木工事、建築工事、機械器具設置工事、電気工事その他の建設工事の設計、施工、監理およびこれらの請負

(4) 情報処理システムおよび通信システムの開発、売買ならびに情報提供サービス

(5) 発電および電気の供給

(6) 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理および再利用ならびにその再生品の販売

(7) 前各号に関連する機械、装置、システムの設計、製作、売買ならびに技術

指導およびその他コンサルティング

- (8) 前各号に関連する輸出および輸入
 - (9) 不動産の売買、賃貸借および管理
 - (10) 金銭の貸付、債務の保証およびその他の金融業務
 - (11) コンピュータによる計算業務の受託、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、労働者派遣事業法に基づく一般および特定労働者派遣事業、スポーツ施設の経営および旅行代理店業
 - (12) 経営上必要と認める事業への投資
 - (13) 前各号の目的達成に関連附帯する事業
- (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山口県周南市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿については、当社は、その作成および備え置きその他の事務を、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会であらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の取締役に差支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査等委員である取締役の任期)

第23条 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(監査等委員である取締役の補欠者)

第24条 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて予め監査等委員である取締役の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することができる。

- 2 補欠者の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 3 補欠者が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

(代表取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会であらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に差支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
- 3 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名をする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第32条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第33条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員の設置)

第35条 監査等委員会には、常勤の監査等委員を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第36条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第37条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名をする。

(監査等委員会規則)

第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第41条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 平成29年6月開催の第153回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

2 平成29年6月開催の第153回定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

大正 7 年 1 月 15 日制定

昭和 39 年以前改正分省略

昭和 40. 11. 27 改正

昭和 47. 11. 28 〃

昭和 49. 5. 28 〃

昭和 50. 5. 28 〃

昭和 55. 6. 27 〃

昭和 57. 6. 28 〃

昭和 61. 6. 27 〃

昭和 63. 6. 29 〃

平成 2. 6. 28 〃

平成 3. 6. 27 〃

平成 5. 6. 29 〃

平成 6. 6. 29 〃

平成 9. 6. 27 〃

平成 10. 6. 26 〃

平成 14. 6. 27 〃

平成 15. 6. 27 〃

平成 16. 6. 29 〃

平成 17. 6. 29 〃

平成 18. 6. 27 〃

平成 21. 6. 25 〃

平成 22. 1. 6 〃

平成 23. 6. 28 〃

平成 28. 6. 24 〃

平成 29. 6. 23 〃

トクヤマの最終事業年度（2020年3月期）に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米中貿易摩擦を背景に先行き不透明感が高まり、貿易・投資活動にブレーキが掛かり経済は減速しました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、日本においては輸出の減少、個人消費の落ち込みにより景気は大きく後退しました。

このような中、当社グループにおきましては引き続き中期経営計画で掲げた重点施策に取り組んでまいりました。

その結果、徳山製造所におけるコスト削減活動において、一定の成果はあったものの、主力製品を中心に販売が軟調に推移したことにより減収減益となりました。

売上高は、主力製品を中心に販売が軟調に推移したことにより、前期より85億64百万円減少し、3,160億96百万円（前期比2.6%減）となりました。

営業利益は、主力製品を中心に販売が軟調に推移したことにより、前期より9億81百万円減少し、342億81百万円（前期比2.8%減）となりました。

営業外損益は、前期より4億18百万円改善しました。

以上の結果、経常利益は前期より5億62百万円減少し、328億37百万円（前期比1.7%減）となりました。

特別損益は、投資有価証券評価損の発生等により、前期より95億37百万円悪化しました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前期より101億円減少し、279億17百万円（前期比26.6%減）となりました。

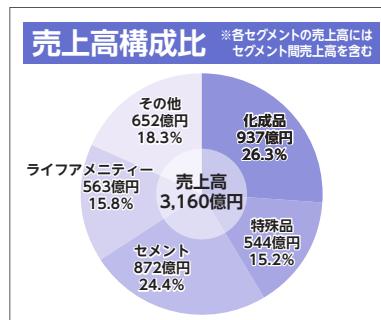
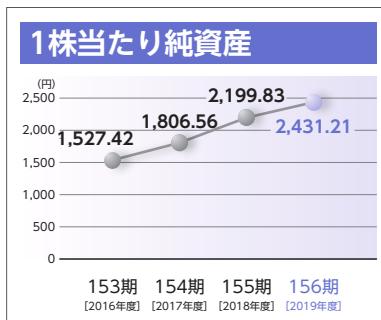
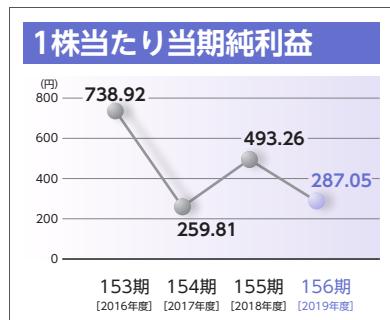
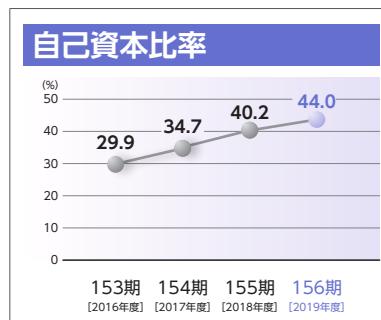
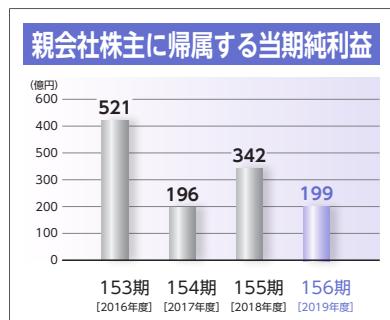
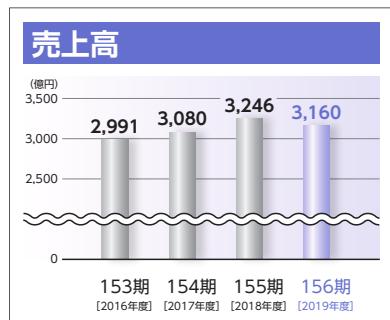
応分の税金費用を加味した当期純利益は、前期より140億36百万円減少し、209億92百万円（前期比40.1%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期より143億41百万円減少し、199億37百万円（前期比41.8%減）となりました。

以下、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

事業報告

連結



- (注1) 第154期より表示方法の変更を行っており、営業利益については当該変更を遡及適用した組み替え後の数値を記載しております。
- (注2) 1株当たり当期純利益は、自己株式及び役員報酬BIP信託が保有する当社株式を除いた期中平均発行済株式数により算出しております。
- (注3) 2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しています。これに伴い、第153期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

化成品セグメント

苛性ソーダは、販売数量は堅調に推移したものの、原料価格の上昇及び海外市況の下落により、減益となりました。

塩化ビニル樹脂は、原料価格と販売価格のスプレッドを維持できたことにより、増益となりました。

酸化プロピレンは、主要用途であるウレタン向けの販売数量が減少したことにより、減益となりました。

塩化カルシウムは、少雪の影響により販売数量が減少したこと、及び物流費の増加により、減益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は937億30百万円（前期比4.7%減）、営業利益は153億66百万円（前期比8.8%減）で減収減益となりました。

売上高/営業利益の推移



特殊品セグメント

半導体向けの多結晶シリコンと放熱材は、半導体市場に回復の兆しがあるものの顧客の在庫調整により販売数量が減少し、減益となりました。

電子工業用高純度薬品は、海外向けを中心として販売数量が回復し、前期並みの業績となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は544億66百万円（前期比8.7%減）、営業利益は70億58百万円（前期比29.0%減）で減収減益となりました。

売上高/営業利益の推移



事業報告

セメントセグメント

セメントは、石炭価格の下落により製造コストが低減したものの、販売数量が軟調に推移したこと、及び修繕費等の固定費の増加により、減益となりました。

資源リサイクルは、廃棄物受入数量増により、増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は872億89百万円（前期比5.5%減）、営業利益は38億35百万円（前期比19.7%増）で減収増益となりました。

売上高/営業利益の推移



ライフアメニティーセグメント

プラスチックレンズ関連材料は、メガネレンズ用フォトクロミック材料の販売数量が増加し、増益となりました。

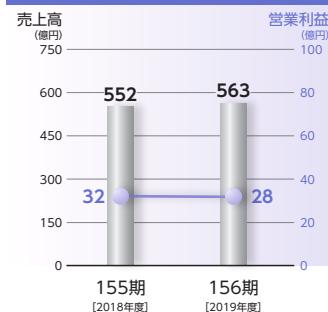
歯科器材は、海外を中心に販売数量は増加しましたが、新製品の上市に伴う広告宣伝費等の増加により、減益となりました。

医療診断システムは、臨床検査機器システム案件獲得が堅調に推移し、増益となりました。

イオン交換膜は、大型案件の減少により、減益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は563億7百万円（前期比1.9%増）、営業利益は28億85百万円（前期比10.8%減）で増収減益となりました。

売上高/営業利益の推移



(2) 設備投資の状況

当期における設備投資は237億68百万円となり、その主なものは次のとおりであります。

- ・高純度窒化アルミニウム粉末製造設備の増強
(特殊品セグメント)
- ・フォトレジスト用現像液の製造設備の増強
(特殊品セグメント)

(3) 資金調達の状況

当期の設備投資の資金調達は、主に自己資金、借入金により賄っております。

(4) 対処すべき課題

2025年度の目指す姿「先端材料世界トップ」「伝統事業日本トップ」の実現に向けて、再成長できる企業体質に変革していくため、明確な経営戦略を定め重点課題への取り組みを加速させてまいります。

また、当社グループが長期にわたって持続的な成長を目指すうえでも、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献が不可欠となっています。環境や社会の課題を的確にとらえ、グループ全体の企業価値向上と持続可能な社会の実現を目指していきたいと考えています。

①組織風土の変革

技術革新が加速し、世界が劇的に変化している中で成長を持続的なものとするためには社員全員が危機感を共有し、意識と行動を変える必要があると認識しています。管理職、シニア層の人事評価制度の改定に続き、社員が受け身の姿勢から脱却し、新しいことに挑戦し成長していくために一般社員の人事制度改定を行いました。優秀な社員の早期抜擢・登用により、人材

育成の強化と組織の活性化を期待しています。また積極的なキャリア採用を実施して、組織の活性化を図っています。

②事業戦略の再構築

成長事業であるICT関連分野を強化するため実施してまいりました高純度窒化アルミニウム粉末及びフォトレジスト用現像液製造プラントの増設工事が竣工しました。これらはIoT、ビッグデータ、人工知能をはじめとしたデータ利活用に関連した技術革新に必要な不可欠な原料であり、今後ますます需要が増加するものと期待されています。今回の増設により窒化アルミニウム粉末の生産能力を年産1.4倍、現像液は年産1.75倍に引き上げ、供給体制も一層拡充されました。顧客の期待に応え続けるため、安全・安定操業を継続し、さらなる事業拡大に繋げていきます。今後も成長事業に対して、積極的な設備投資等の資金投入を続けてまいります。

③グループ経営の強化

樹脂サッシ及び関連製品、住宅用建築資材の製造・販売を行う当社100%出資子会社である株式会社エクスセルシャノンに第三者割当増資によるパナソニック株式会社からの出資を受けることを決定しました。今後、パナソニック株式会社のハウジングシステム事業部が持つ建築資材の販路などを活用し新たな市場開拓、及びものづくり力強化などで協業が期待されます。お互いのノウハウを融合し事業競争力を強化することで、樹脂サッシ市場の拡大を図り、高まる省エネルギーニーズに応えていきます。

事業報告

④財務体質改善

有利子負債の削減が進み、中期経営計画目標の一つであるD/Eレシオ1.0倍以下を2年前倒しで2018年度において達成しました。今年度は引き続き有利子負債の削減と期間利益の積み上げに取り組み、D/Eレシオは0.69倍となりました。また、収益基盤・財務基盤の強化・拡充が着実に進んでいることが評価され、発行体格付けはA格に復帰しました。今後も経営の効率化や有利子負債の削減を進め、健全な財務体質の構築に向けた取り組みを継続してまいります。

⑤SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

持続可能な社会の実現にむけて、当社グループに関わる社会的な課題を抽出しマテリアリティ（重要な取り組み課題）として以下の9項目を特定し各課題の解決に取り組んでいます。これらの取り組みは、当社の存在意義「化学を通じて暮らしに役立つ価値を創造する」に通じています。

- ①地球温暖化防止への貢献
- ②環境保全
- ③無事故・無災害
- ④適正な化学品管理
- ⑤社会課題解決型製品・技術の開発
- ⑥地域社会との共存、連携、貢献
- ⑦C S R 調達の推進
- ⑧人材育成
- ⑨多様性（ダイバーシティ）の重視

(5) 重要な企業再編の状況

当期の該当事項はありませんでした。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第153期 (2016年度)	第154期 (2017年度)	第155期 (2018年度)	第156期 (2019年度)
売 上 高 (百万円)	299,106	308,061	324,661	316,096
営 業 利 益 (百万円)	38,533	41,268	35,262	34,281
経 常 利 益 (百万円)	33,998	36,196	33,400	32,837
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	52,165	19,698	34,279	19,937
1株当たり当期純利益 (円)	738.92	259.81	493.26	287.05
総 資 産 (百万円)	424,433	361,949	379,630	383,447

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第153期 (2016年度)	第154期 (2017年度)	第155期 (2018年度)	第156期 (2019年度)
売 上 高 (百万円)	173,055	188,501	195,233	189,271
営 業 利 益 (百万円)	32,220	33,359	27,614	26,222
経 常 利 益 (百万円)	29,745	29,628	25,009	25,519
当 期 純 利 益 (百万円)	31,915	29,262	28,955	14,908
1株当たり当期純利益 (円)	447.83	397.30	416.66	214.66
総 資 産 (百万円)	330,369	281,360	290,701	297,999

- (注1) 第154期より表示方法の変更を行っており、営業利益については当該変更を遡及適用した組み替え後の数値を記載しております。
(注2) 1株当たり当期純利益は、自己株式及び役員報酬BIP信託が保有する当社株式を除いた期中平均発行済株式数により算出しております。
(注3) 2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しています。これに伴い、第153期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

事業報告

(7) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
サン・トックス株式会社	(百万円) 300	(%) 80.0	ポリオレフィンフィルムの製造・販売
新第一塩ビ株式会社	2,000	85.5	塩化ビニル樹脂の製造・販売
株式会社エイアンドティー	577	40.2	臨床試験検査薬・機器システムの開発・製造・販売
株式会社トクヤマデンタル	100	100.0	歯科医療器材の製造・輸出入・販売
株式会社エクセルシャノン	495	100.0	樹脂サッシ及び関連製品、住宅用建築資材の製造・販売
広島トクヤマ生コン株式会社	100	67.2	生コンクリートの製造・販売
株式会社トクヤマエムテック	50	100.0	建材製品の製造・販売
サン・アロー化成株式会社	98	100.0	塩ビコンパウンドの製造・販売
台湾徳亞瑪股份有限公司	(百万新台幣) 200	100.0	電子工業用高純度薬品の製造・販売
徳山化工(浙江)有限公司	(百万中国元) 433	100.0	乾式シリカ、高純度塩化シランの製造・販売

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

化成品	特殊品	セメント	ライフアメニティー
苛性ソーダ	多結晶シリコン	セメント	ポリオレフィンフィルム
ソーダ灰	乾式シリカ	生コンクリート	樹脂サッシ
塩化カルシウム	四塩化珪素	セメント系固化材	医療診断システム
珪酸ソーダ	窒化アルミニウム	等の製造・販売	歯科器材
塩化ビニルモノマー	電子工業用高純度薬品	資源リサイクル	イオン交換膜
塩化ビニル樹脂	フォトレジスト用現像液		医薬品原薬・中間体
酸化プロピレン	等の製造・販売		プラスチックレンズ関連材料
イソプロピルアルコール			微多孔質フィルム
塩素系溶剤			等の製造・販売
水素			
等の製造・販売			

(注) 「その他」のセグメントとして海外販売会社、運送業、不動産業等があります。

(9) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

①当社

本社	山口県周南市
本部	東京本部（東京都千代田区）
営業所	大阪オフィス（大阪府大阪市）
	高松支店（香川県高松市）
	広島支店（広島県広島市）
	福岡支店（福岡県福岡市）
	仙台営業所（宮城県仙台市）
	周南営業所（山口県周南市）
工場	徳山製造所（山口県周南市）
	鹿島工場（茨城県神栖市）
研究所	つくば研究所（茨城県つくば市）
	徳山研究所（山口県周南市）

②子会社

本社	サン・トックス株式会社（東京都台東区）
	新第一塩ビ株式会社（東京都港区）
	株式会社エイアンドティー（神奈川県藤沢市）
	株式会社トクヤマデンタル（東京都台東区）
	株式会社エクセルシャノン（東京都中央区）
	広島トクヤマ生コン株式会社（広島県安芸郡）
	株式会社トクヤマエムテック（東京都中央区）
	サン・アロー化成株式会社（山口県周南市）
	台湾徳亞瑪股份有限公司（中華民国）
	徳山化工（浙江）有限公司（中華人民共和国）

(10) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（人）
化成品	384（ 1）
特殊品	847（ 21）
セメント	553（ 26）
ライフアメニティー	1,805（ 257）
報告セグメント計	3,589（ 305）
その他	1,119（ 161）
全社（共通）	971（ 0）
合計	5,679（ 466）

(注1) 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
2,063	41.96	19.12

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

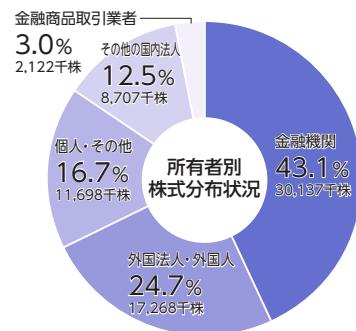
事業報告

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2) 発行済株式（自己株式を除く）の総数 69,550,229株

(3) 株主数 19,344名



(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,048	11.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,625	9.53
日本生命保険相互会社	2,174	3.13
株式会社山口銀行	1,649	2.37
明治安田生命保険相互会社	1,488	2.14
双日株式会社	1,296	1.86
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,223	1.76
住友金属鉱山株式会社	1,180	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,148	1.65
東京海上日動火災保険株式会社	1,104	1.59

(注) 持株比率は、自己株式 (384,146株) を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
横田 浩	代表取締役	化成品、セメント、ライフアメニティー、研究開発、監査室 担当	
安達 秀樹	代表取締役	徳山製造所、鹿島工場環境安全・生産技術 担当	
杉村 英男	取締役	経営企画、CSR、総務人事、購買・物流、秘書室 担当	
野村 博	取締役	特殊品 担当	徳山化工（浙江）有限公司 董事長
宮本 陽司	取締役 (監査等委員長)		株式会社トクヤマデンタル 監査役
加藤 慎	取締役 (監査等委員)		加藤法律事務所 代表弁護士
河盛 裕三	取締役 (監査等委員)		
松本 直樹	取締役 (監査等委員)		

(注1) 取締役 加藤 慎、河盛 裕三及び松本 直樹は、社外取締役であります。

(注2) 取締役 加藤 慎、河盛 裕三及び松本 直樹は、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員として届出を行っております。

(注3) 取締役 宮本 陽司は、長年当社の経理実務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注4) 取締役 宮本 陽司は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集の充実を図り内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。

(注5) 取締役 松本 直樹は、金融機関における豊富な業務経験と企業経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注6) 取締役 松本 直樹は、2019年6月21日にエムエスティ保険サービス株式会社 代表取締役社長を退任しております。

事業報告

【ご参考】 当社は、執行役員制度を導入しており、2020年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

氏名	地 位	
横田 浩*	社長執行役員	
安達 秀樹*	専務執行役員	徳山製造所長
安中 利彦	常務執行役員	購買・物流部門長
杉山 良	常務執行役員	ライフアメニティー部門長
杉村 英男*	常務執行役員	経営企画本部長
野村 博*	常務執行役員	特殊品部門長
松屋 和夫	執行役員	CSR推進室長
岩崎 史哲	執行役員	研究開発部門長 兼 つくば研究所長
谷口 隆英	執行役員	セメント部門長
樽谷 豊	執行役員	化成品部門長
藤本 浩	執行役員	総務人事部門長 兼 人事グループリーダー

(注) 取締役を兼任する者は*印で表示しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

①就任

2019年6月21日開催の第155回定時株主総会において、新たに野村 博が取締役に、河盛 裕三、松本 直樹が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

②退任

2019年6月21日付をもって、代表取締役 楠 正夫、取締役 中原 毅、浜田 昭博、取締役（監査等委員）芥川 正樹、水野 俊秀、津田 与員は退任いたしました。

③異動

2019年6月21日付にて、取締役 安達 秀樹が代表取締役に、取締役（監査等委員）宮本 陽司が取締役（監査等委員長）に就任いたしました。

(3) 当事業年度終了後の異動

当事業年度終了後の異動はありません。

(4) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動型 株式報酬	
監査等委員でない 取締役 (社外取締役を除く)	238 百万円	203 百万円	34 百万円	7名
監査等委員である 取締役 (社外取締役を除く)	33 百万円	33 百万円	-	2名
社外取締役	42 百万円	42 百万円	-	5名

(注1) 上記には、当事業年度中に退任した取締役6名を含みません。

(注2) 上記の業績連動型株式報酬の総額は、当事業年度中の費用計上額です。

(注3) 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等を除く全員の取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

事業報告

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び他の兼職先との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況及び他の兼職先との関係
加藤 慎	取締役 (監査等委員)	加藤法律事務所 代表弁護士 重要な兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	当事業年度における主な活動状況
加藤 慎	取締役 (監査等委員)	取締役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地と豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を積極的に行っております。また、監査等委員会25回の全てに出席し、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について意見を述べております。
河盛 裕三	取締役 (監査等委員)	6月に取締役に就任以降、開催した13回の取締役会のすべてに出席し、企業経営の経験と高い見識により、議案審議等に必要な発言を積極的に行っています。また、監査等委員会18回のうちのすべてに出席し、監査の方法その他監査等委員の職務の執行に関する事項について意見を述べております。
松本 直樹	取締役 (監査等委員)	6月に取締役に就任以降、開催した13回の取締役会のうち12回(92%)出席し、企業経営の経験と高い見識により、議案審議等に必要な発言を積極的に行っています。また、監査等委員会18回のうち17回(94%)に出席し、監査の方法その他監査等委員の職務の執行に関する事項について意見を述べております。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
57百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
64百万円

(注1) 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(注3) 当社の重要な子会社のうち、株式会社エイアンドティー、徳山化工（浙江）有限公司、台湾徳亞瑪股份有限公司は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、収益認識に関する会計基準の適用に係る指導・助言業務及び海外外向者に係る所得証明業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員が、会計監査人につき会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事実があると全員一致により認められた場合、監査等委員会は当該会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人としての適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、当社は監査等委員会の決定した議案の内容に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

.....
(注) 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額	項目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	203,849	流動負債	95,241
現金及び預金	81,524	支払手形及び買掛金	42,795
受取手形及び売掛金	72,929	短期借入金	3,082
一ス債	34	1年内返済予定の長期借入金	16,106
商品及び製品	18,506	リース負債	870
仕掛品	10,051	未払法人税等	2,896
材料及び貯蔵品	16,088	賞与引当金	3,175
そ の 他	4,823	修繕引当金	5,159
貸倒引当金	△108	解体撤去引当金	439
		製品保証引当金	84
		損害賠償損失引当金	84
		その他	20,545
固定資産	179,597	固定負債	107,775
有形固定資産	123,192	長期借入金	94,255
建物及び構築物	30,526	リース負債	2,028
機械装置及び運搬用具	45,129	繰延税金負債	204
工具、器具及び備品	2,463	役員退職慰労引当金	239
土地	33,363	株式給付引当金	86
リース資産	2,641	修繕引当金	944
建設仮勘定	9,067	解体撤去引当金	529
		製品補償損失引当金	158
		環境対策引当金	196
		退職給付に係る負債	2,277
無形固定資産	1,657	その他	6
のれん	3	負債合計	203,017
リース資産	59		
その他	1,594	(純資産の部)	
投資その他の資産	54,747	株主資本	165,874
投資有価証券	19,385	資本金	10,000
長期貸付	2,302	資本剰余金	20,018
繰延税金資産	19,164	利益剰余金	137,665
退職給付に係る資産	9,569	自己株	△1,809
そ の 他	4,382	その他の包括利益累計額	2,986
貸倒引当金	△56	その他有価証券評価差額金	332
		繰延ヘッジ損益	△35
		為替換算調整勘定	703
		退職給付に係る調整累計額	1,986
		非支配株主持分	11,568
		純資産合計	180,429
資産合計	383,447	負債及び純資産合計	383,447

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目 (資産の部)	金額	項目 (負債の部)	金額
流動資産	149,794	流動負債	78,497
現金及び預金	65,991	買掛金	29,278
受取手形	2,716	1年内返済予定の長期借入金	13,776
商品及び製品	43,634	未払法人税等	10,973
仕掛品	11,837	未払費用	1,706
材料及び貯蔵品	7,617	前払受取金	1,067
短期貸付金	11,235	預り金	195
そ の 他 金	1,832	与引当金	12,196
貸倒引当金	5,324	繰上り引当金	2,005
	△395	修繕費引当金	4,858
		解体撤去の引当金	439
		その他	2,001
固定資産	148,205	固定負債	94,833
有形固定資産	80,133	長期借入金	89,062
建物	9,460	株式給付引当金	86
構築物	5,691	修繕費引当金	619
機械及び装置	28,284	解体撤去引当金	529
車両運搬具	2	環境対策引当金	196
工具、器具及び備品	1,395	その他	4,340
土地	26,927		
建物	1,255	負債合計	173,331
建設仮勘定	7,116		
		(純資産の部)	
無形固定資産	579	株主資本	124,408
鉱業権	340	資本金	10,000
ソフトウェア	190	本剰余金	17,573
その他	48	その他資本剰余金	17,573
投資その他の資産	67,492	利益剰余金	98,643
投資有価証券	11,213	利益準備金	876
関係会社株式・出資	25,788	その他利益剰余金	97,767
長期貸付金	4,168	特別償却準備金	88
長期前払費用	1,074	圧縮記帳積立金	2,136
前延払税金	6,651	繰越利益剰余金	95,543
繰延税金資産	19,604	自己株式	△1,809
そ の 他 金	871	評価・換算差額等	260
投資損失引当金	△1,842	その他有価証券評価差額金	296
貸倒引当金	△37	繰延ヘッジ損益	△35
資産合計	297,999	純資産合計	124,668
		負債及び純資産合計	297,999

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	189,271
売上原価	121,979
売上総利益	67,291
販売費及び一般管理費	41,068
営業利益	26,222
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,293
雑収入	3,431
	5,724
営業外費用	
支払利息	1,496
雑支出	4,930
	6,427
経常利益	25,519
特別利益	
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	2
補助金収入	143
保険差益	468
	620
特別損失	
固定資産売却損失	13
減損損失	34
災害による損失	24
固定資産圧縮損	190
固定資産処分損	655
投資有価証券評価損	4,525
関係会社出資金評価損	122
貸倒損失	1,119
訴訟費用	43
	6,729
税引前当期純利益	19,410
法人税、住民税及び事業税	2,468
法人税等調整額	2,033
	4,501
当期純利益	14,908

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社トクヤマ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木 智 博[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 秀 康[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トクヤマの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トクヤマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社トクヤマ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木 智 博[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 秀 康[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トクヤマの2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室、CSR推進室その他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社トクヤマ	監査等委員会
監査等委員長	宮本陽司 [Ⓔ]
監査等委員	加藤慎 [Ⓔ]
監査等委員	河盛裕三 [Ⓔ]
監査等委員	松本直樹 [Ⓔ]

(注) 監査等委員 加藤 慎、河盛 裕三及び松本 直樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第 156 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■ 事業報告の一部

- ・ 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 7. 会社の支配に関する基本方針

■ 連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■ 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社トクヤマ

上記の事項については、法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokuyama.co.jp>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

「内部統制システム整備に関する基本方針」につきましては、2017年6月23日開催の取締役会において、以下の内容で決議し、現在に至っております。

当社は、基本方針に則り適正に内部統制システムを整備・運用しており、運用状況の補足説明を追記しております。

「内部統制システム整備に関する基本方針」

(1) 内部統制システム整備のための体制

- ①当社は、社長執行役員を議長とするCSR推進会議を設置する。本会議にて年次の内部統制推進活動を総括し、次年度の方針・計画を決定する。
- ②当社は、CSR推進会議の中にリスク・コンプライアンス委員会を設置する。本委員会にて全社的にリスクマネジメントとコンプライアンスを推進する。
- ③当社は、CSR推進会議の傘下に内部統制に係る専門委員会を設置する。各専門委員会は、個別の重要テーマに取り組む。
- ④当社は、上記会議体などを通じて、内部統制の有効性と効率性を評価し、継続的な改善を図る。

(運用状況の補足説明)

当期は、取締役及び執行役員が参加するCSR推進会

議を1回開催し、内部統制の重要事項を審議しました。CSR推進室担当取締役を議長とするリスク・コンプライアンス委員会は、2回開催し、内部統制の中核かつ両輪と位置付けているリスクマネジメントとコンプライアンス推進を図りました。専門委員会は、7つ設置しており、各委員会ともそれぞれの課題を認識のうえ必要な施策を実施しております。

(2) 取締役の職務執行の適法性と効率性を確保する体制

- ①取締役は、関係法令、定款、取締役会規則をはじめとする社内規則及び取締役会決議に基づき委嘱された職務分掌に基づいて職務執行を行う。
- ②取締役は、職務執行に関し、取締役会においてしるべく付議・報告を行い、取締役会は、取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を置く。
- ③取締役は、取締役会以外にも、重要な会議への出席などにより、他の取締役の職務執行の適法性と効率性について相互に監視・監督する。
- ④取締役は、会社の組織、役職者の職責及び各組織の業務分掌を定め、決裁規則に基づいた権限委譲により、効率的に職務執行を行う。

(運用状況の補足説明)

社外取締役を3名選任しており、取締役会においてその見識を踏まえた意見や指摘を受けることで取締役会における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報を、関係法令

及び当社の管理規程の定めに従い、所定の保存年限、所管部署にて保管する。

(運用状況の補足説明)

取締役会議事録の原本は、当社の本店である徳山製造成所に10年間備え置き、その後永久に保存しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、リスクマネジメントを推進する。
- ②当社は、損失の危険の管理に関する規程の所管部署を定め、管理規程を整備する。特に重要な事項については、専門委員会での審議などを通じて管理の徹底を図る。
- ③当社は、業務遂行上の重要な関係法令等の認識及び改正動向の把握など管理体制を整備し、コンプライアンスリスクの低減を図る。
- ④当社は、危機が顕在化した場合、顕在化した危機の重大性に応じて危機対策本部の設置などにより適切に対応し、速やかに復旧、事後処理を行う。

(運用状況の補足説明)

事業継続マネジメントの一環として危機管理規程類を継続的に見直し、充実を図っております。当期は、南海トラフ巨大地震を想定し、適切に対応できるよう危機対策本部の設置・初動対応訓練を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症対応では危機対策本部を設置し、社員の安全と製品の安定生産・供給に努めました。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンスに係る理念徹底や教育などを推進する。
- ②当社は、コンプライアンス違反やその可能性があると思われる事項について、不利益な処遇を受けることなく匿名でも安心して通報・相談できる内部通報制度の窓口（ヘルプライン）を設置し、通報・相談内容に応じて、適切な処置・対策を実施する。
- ③当社は、業務執行部署での責任者によるモニタリングや自己点検の他、業務執行から独立した監査室等により内部監査を実施する。
- ④当社は、コンプライアンス違反事項を発見した場合、その重要性に応じて組織内外に報告するとともに、直ちに是正し、水平展開など再発防止を図る。

(運用状況の補足説明)

当期も内部通報制度を周知・運用し、その通報・相談対応状況をヘルプライン委員会及び取締役会に報告しております。集合教育・eラーニングなどによりコンプライアンス教育も継続的に実施しております。また、全役職員宛に、コンプライアンスに関するトピック及び関連する法令・社内規則などの情報を毎月2回、社内メールで配信しております。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループ経営の観点からグループ会社に対する当社内の管理体制を定め、グループ会社の運営管理を行う。

- ②当社は、グループ各社が健全な発展を遂げるよう自己責任の原則を尊重しつつ、業務の適正確保に必要な指導、支援及び要請を行う。
- ③当社は、必要に応じて当社の役職員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣する。
- ④当社は、内部通報制度及び内部監査について、グループ会社もその対象に含める。

(運用状況の補足説明)

当期は、グループ会社連絡会を1回開催し、コンプライアンス上留意すべき事項や経営課題について当社からグループ各社の社長へ伝達し、認識をグループとして共有しました。当社は、グループ各社と運営管理基本協定書を締結し、重要事項について、当社への報告・承認を求めています。また、当社からグループ会社に対し、企業集団における業務の適正確保に必要な指導、支援及び要請を実施しております。

(7) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、当社使用人を任命する。なお、当該使用人の人事考課、採用、異動、懲戒については、監査等委員会の同意を得る。
- ②監査等委員会室の使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会が有する。
- ③当社は、監査等委員会からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、及びグループ会社からの報告を含めコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査等委員会へ報告を行う。また、報告者に対して監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

- ④当社は、監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。
- ⑤監査等委員会は、監査室、CSR推進室等当社関連部署及び会計監査人との連携を密にし、監査効率の向上を図る。
- ⑥当社は、その他、監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

(運用状況の補足説明)

当社は、監査等委員に対し、取締役会以外にも経営会議、CSR推進会議及び傘下の各委員会、ヘルプライン委員会などを通じて重要事項を報告しております。

(8) 財務報告の信頼性確保のための体制

- ①当社は、業務プロセスに係る内部統制（含、ITに係る業務処理統制）及びITに係る全般統制を整備・運用し、その評価・改善を通じて会計データの信頼性を確保する。
- ②当社は、経理・財務等業務の標準化・効率化・品質向上を図るとともに、財務報告に係る内部統制を整備・運用することで、財務報告の信頼性を確保する。
- ③当社は、決算委員会を設置し、委員会での審議を通じて決算開示内容の信頼性を万全なものとする。

(運用状況の補足説明)

当期は、財務担当取締役を委員長とする決算委員会を8回開催し、決算短信など決算開示内容の信頼性を万全なものとししました。

(9) 反社会的勢力との関係遮断についての体制

- ①当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、経営トップ以下、組織全体として対応する。また、不当要求に対応する役職員の安全を確保する。
- ②当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ③当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ④当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤当社は、反社会的勢力に対する裏取引及び資金提供を禁止し、絶対に行わない。

(運用状況の補足説明)

事業所毎の不当要求防止責任者設置、外部専門機関との連携、新規取引先が反社会的勢力でないことの属性確認、暴力団排除条項の契約書への導入などを実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針について

当社は、2016年5月に制定した「トクヤマのビジョン」において、トクヤマグループの存在意義を「化学を通じて暮らしに役立つ価値を創造する」と定めました。トクヤマグループが培ってきた化学技術を用いて、新しい価値を創造し、提供し続けることを通じ

て、人々の幸せや社会の発展に貢献してまいります。

当社は、1918年の創業以来、一貫した「ものづくり」へのこだわりと顧客をはじめとしたステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を基盤とし、ソーダ灰・苛性ソーダ・塩化ビニル樹脂等の化成品セグメント、セメント・建材等のセメントセグメント、多結晶シリコン・乾式シリカ・窒化アルミニウム・電子工業用高純度薬品等の特殊品セグメント、微多孔質フィルム・歯科器材・イオン交換膜等のライフアメニティーセグメント、及びその他セグメントの5つのセグメントに区分される幅広い事業をグループ会社とともに展開しています。

その事業特性は、将来の事業環境変化を想定しつつ、経営資源の先行投入を行い、継続的な企業価値の向上を図るといえるものです。これは、事業を企画し、技術を開発し、設備を建設し、顧客をはじめとしたステークホルダーの皆様との信頼関係、連携関係を強化し、投入経営資源の回収を図るという取り組みです。こうした中長期的な視点からの取り組みの集積結果と経営資源の先行投入が当社の企業価値の源泉と考えております。

従って、このような中長期的な視点から経営に取り組みつつ、経営の効率化や収益性向上を行うには、専門性の高い業務知識、営業や技術ノウハウを備えた者が、法令及び定款の定めを遵守して、当社の財務及び事業の方針の決定について重要な職務を担当することが、当社株主共同の利益及び当社企業価値の向上に資するものと考えております。

以上が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針です。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組みについて

当社は、大規模な当社株式等の買付行為（以下、「大規模買付行為」という。大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という）が行われ、その大規模買付行為が当社株主共同の利益及び当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、株主共同の利益及び企業価値の保護のために、対抗措置を講じる必要があると認識しております。

大規模買付行為が行われた場合、これを受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様のご判断にゆだねられるべきものであり、そのためには、当該大規模買付者からの十分な情報の提供が必要であると考えます。また、当該大規模買付行為に対する当社取締役会による評価、意見及び事業特性を踏まえた情報等の提供は、株主の皆様が当該大規模買付を受け入れるか否かのご判断のために重要であり、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、株主共同の利益及び企業価値の保護のために、大規模買付行為に対して大規模買付ルールを定めました。

大規模買付ルールとは、大規模買付者に対して、買付行為の前に、当社取締役会に十分な情報提供をすること及びその情報に基づき、当社取締役会が大規模買付行為を十分に評価・検討し、意見や代替案の取りまとめの期間を確保することを要請するものです。

このルールが遵守されない場合、あるいは、遵守された場合でも株主共同の利益及び企業価値を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は株主総会の承認を得ることを条件に会社法第277条以下に規定

される新株予約権無償割当てによる措置（以下、「対抗措置」という）をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

以上のような「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下、「本対応方針」という）を、2018年6月22日開催の第154回定時株主総会の議案として皆様にお諮りし、ご承認をいただきました。

なお、本対応方針の詳細をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.tokuyama.co.jp/>）に掲載しております。

(3) 上記(2)の取り組みについての取締役会の判断について

当社取締役会は、上記(2)の「不適切な支配の防止のための取り組みについて」が、当社の基本方針に沿って策定され、株主共同の利益及び企業価値の保護に資するものと理解しております。

当社は、本対応方針において取締役会の恣意的な判断を防止するためのチェック機関として特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならないと定めております。また、当社取締役会は、対抗措置の発動の決定に関し、株主総会を招集し、株主の意思を確認するものとしております。従って、上記(2)の取り組みは取締役の地位の維持を目的としたものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	10,000	20,018	121,901	△ 1,823	150,095
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			19,937		19,937
剰余金の配当			△ 4,173		△ 4,173
自己株式の取得				△ 5	△ 5
自己株式の処分		△ 0		20	20
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△ 0	15,764	14	15,779
当期末残高	10,000	20,018	137,665	△ 1,809	165,874

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△ 1,566	△ 61	1,672	2,640	2,685	10,743	163,525
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							19,937
剰余金の配当							△ 4,173
自己株式の取得							△ 5
自己株式の処分							20
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,898	25	△ 969	△ 654	300	825	1,125
当期変動額合計	1,898	25	△ 969	△ 654	300	825	16,904
当期末残高	332	△ 35	703	1,986	2,986	11,568	180,429

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	54社
主要な連結子会社の名称	サン・トックス㈱ 新第一塩ビ㈱ ㈱エイアンドティー ㈱トクヤマデンタル ㈱エクセルシャノン 広島トクヤマ生コン㈱ ㈱トクヤマエムテック サン・アロー化成㈱ 台湾徳亜瑪股份有限公司 徳山化工（浙江）有限公司
2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	10社
主要な会社は、韓徳化学㈱です。	
持分法を適用していない関連会社	関連会社 大分鉱業㈱他

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱エイアンドティーの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち、徳山化工（浙江）有限公司、他4社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日である3月31日に本決算に準じた仮決算を行い連結しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

満期保有目的の債券……………	償却原価法
その他有価証券	
時価のあるもの……………	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
時価のないもの……………	移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ…………… 時価法
 - ③ たな卸資産

通常の販売目的で保有する……………	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）
たな卸資産	
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）… 建物ならびに2016年4月1日以降に取得した構築物：主として定額法
その他：主として定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物及び構築物 2～75年
機械装置及び運搬具 2～20年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）… 主として定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産

所有権移転ファイナンス……………	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
リース取引に係るリース資産	
所有権移転外ファイナンス……………	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
リース取引に係るリース資産	
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金…………… 従業員の次回賞与支給に備えるため、当連結会計年度負担分を支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 修繕引当金…………… 製造設備の定期的修繕に備えるため、個別に修繕費用を算定し計上しております。
 - ④ 製品保証引当金…………… 臨床検査情報システム及び検体検査自動化システムにおける両製品の無償保証期間中に発生する対応費用（無償保証対応費用）について過去の実績率（売上高に対する費用の支出割合）に基づき、費用見込額を計上しております。
 - ⑤ 損害賠償損失引当金…………… 取引先への納期遅延に起因する損害賠償損失に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もった金額に基づき計上しております。
 - ⑥ 役員退職慰労引当金…………… 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - ⑦ 株式給付引当金…………… 当社株式交付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ⑧ 製品補償損失引当金…………… 住宅用及びビル用樹脂サッシ（防耐火グレード）の補修に備えるため、取替・改修等に伴う損失見込額を計上しております。
 - ⑨ 解体撤去引当金…………… 製造設備の解体撤去に備えるため、個別に解体撤去費用を算定し計上してしております。
 - ⑩ 環境対策引当金…………… 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処分にかかる支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

- (4)退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ③小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5)連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (6)繰延資産の処理方法
支出時に全額費用として処理しております。
- (7)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (8)重要なヘッジ会計の方法
- | | |
|-------------|---|
| ヘッジ会計の方法 | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。 |
| ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。
ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引
ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建債権債務及び借入金 |
| ヘッジ方針 | 為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。 |
| ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。 |
- (9)のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
- (10)その他連結計算書類作成のための重要な事項
- | | |
|-----------|--|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。 |
|-----------|--|

II 表示方法の変更に関する注記

1. 連結損益計算書関係

試作品売却収入の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外収益の試作品売却収入（前連結会計年度 666百万円）として表示していましたが、重要性が低下したため、当連結会計年度より、雑収入に含めて表示しております。

III 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物及び構築物	64 百万円
機械装置及び運搬具	1,684 百万円
土地	562 百万円
投資有価証券	1,124 百万円
合計	<u>3,436 百万円</u>

(2)担保に係る債務

短期借入金	133 百万円
1年内返済予定の長期借入金	47 百万円
長期借入金	1,754 百万円
その他	18 百万円
合計	<u>1,954 百万円</u>

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

521,136 百万円

3. 偶発債務

(1)保証債務の保証先別内訳

従業員	104 百万円
中予生コン協同組合	50 百万円
春日川内共同生コン(株)	11 百万円
合計	<u>166 百万円</u>

(2)社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、銀行との間に締結した社債の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務の履行を委任しております。従って、同社債に係る債務と同契約による支払金額とを相殺消去しておりますが、社債権者に対する当社の社債償還義務は社債償還時まで存続します。

当社第22回無担保社債	15,000 百万円
当社第24回無担保社債	9,400 百万円
合計	<u>24,400 百万円</u>

(3)債権流動化に伴う買戻義務

1,481 百万円

(4)受取手形裏書譲渡高

511 百万円

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

69,934,375 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,738百万円	25円00銭	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	2,434百万円	35円00銭	2019年9月30日	2019年12月2日

(注1) 2019年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式(自己株式)100千株に対する配当金2百万円が含まれております。

(注2) 2019年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式(自己株式)94千株に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月24日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 2,434百万円

②配当の原資 利益剰余金

③1株当たり配当額 35円

④基準日 2020年3月31日

⑤効力発生日 2020年6月25日

(注) 2020年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式

(自己株式)94千株に対する配当金3百万円が含まれております。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、顧客起点を旨とする「事業収益力の強化」を推進していくための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入及びコマーシャル・ペーパーにより調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務との均衡化による為替エクスポージャー管理や、必要に応じて実施する先物為替予約によりリスクを軽減させる措置を講じております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、その他有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。また、外貨建ての債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債権との均衡化による為替エクスポージャー管理や、必要に応じて実施する為替予約によりリスクを軽減させる措置を講じております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で58年後です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部は、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務及び予定取引に係る為替変動リスクの抑制を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る金利の確定あるいは支払金利の軽減を目的とした金利スワップ取引、当社と在外子会社との取引における為替変動リスクの抑制を目的とした通貨スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「I 4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(8)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、信用管理規程等に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門における所管部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、経済環境・財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の信用管理規程等に準じて、同様の管理を必要に応じて行っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての債権債務について、把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用しております。

当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。また、一部の在外子会社は、親会社との取引における為替変動リスクを抑制するために、通貨スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取締役会で承認された金利変動リスク管理方針、為替リスク管理方針に基づき財務・投融資グループが取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。連結子会社についても、デリバティブ取引を行った場合はその内容を報告させるなどして財務・投融資グループで管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務・投融資グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	81,524	81,524	—
(2) 受取手形及び売掛金	72,929	72,929	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	9,280	9,280	—
(4) 長期貸付金	2,302	2,302	—
資産計	166,036	166,036	—
(1) 支払手形及び買掛金	42,795	42,795	—
(2) 短期借入金	3,082	3,082	—
(3) 長期借入金（※1）	110,361	110,918	556
負債計	156,240	156,796	556
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 10	△ 10	0
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 51	△ 54	△ 2
デリバティブ取引計	△ 61	△ 64	△ 2

（※1）長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは概ね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

其他有価証券の時価については取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金はすべて変動金利のものであり、短期間で市場金利を反映しており、貸付先の信用状況が貸付実行後に大きく変化していないため、時価は帳簿価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、ならびに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これら時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,882
関連会社株式	7,142
関連会社社債	1,080
計	10,104

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,431円21銭

2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 287円05銭

（注）役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、1株当たり情報の算出において控除する自己株式数に含めております。

VII その他の注記

1. 追加情報

業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）を対象とした業績連動型株式報酬制度を2018年9月3日より導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という）と称される仕組みを採用します。

B I P信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、業績や役位に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は320百万円、94千株です。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	10,000	17,573	17,573	458	131	2,186	85,131	87,907
当期変動額								
剰余金の配当				417			△ 4,590	△ 4,173
特別償却積立金の取崩					△ 43		43	—
圧縮記帳積立金の取崩						△ 49	49	—
当期純利益							14,908	14,908
自己株式の取得								
自己株式の処分		△ 0	△ 0					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	△ 0	△ 0	417	△ 43	△ 49	10,412	10,735
当期末残高	10,000	17,573	17,573	876	88	2,136	95,543	98,643

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	△ 1,823	113,657	△ 1,711	△ 61	△ 1,772	111,884
当期変動額						
剰余金の配当		△ 4,173				△ 4,173
特別償却積立金の取崩		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
当期純利益		14,908				14,908
自己株式の取得	△ 5	△ 5				△ 5
自己株式の処分	20	20				20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,007	25	2,032	2,032
当期変動額合計	14	10,750	2,007	25	2,032	12,783
当期末残高	△ 1,809	124,408	296	△ 35	260	124,668

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

満期保有目的の債券……………	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式……………	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの……………	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
時価のないもの……………	移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ……………
 - (3) たな卸資産

通常の販売目的で保有する……………	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）
たな卸資産	
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…

建物ならびに2016年4月1日以降に取得した構築物：定額法	その他：定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。	
建物	3～50年
構築物	3～75年
機械及び装置	2～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）…

鉱業権：生産高比例法	その他：定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	
 - (3) リース資産

所有権移転ファイナンス……………	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
リース取引に係るリース資産	
所有権移転外ファイナンス……………	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
リース取引に係るリース資産	
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	
(2) 投資損失引当金……………	投資先の資産状態等を検討して計上しております。
(3) 賞与引当金……………	従業員の次回賞与支給に備えるため、当事業年度負担分を支給見込額に基づき計上しております。
(4) 修繕引当金……………	製造設備の定期的修繕に備えるため、個別に修繕費用を算定し計上しております。
(5) 退職給付引当金……………	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
(6) 株式給付引当金……………	数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
(7) 環境対策引当金……………	株式交付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
(8) 解体撤去引当金……………	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処分にかかる支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。
	製造設備の解体撤去に備えるため、個別に解体撤去費用を算定し計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。	
----------------------	--
 - (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	
--	--
 - (3) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法……………

原則として繰延ヘッジ処理によっております。	
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。	
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。	
ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引	
ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建債権債務及び借入金	
為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。	
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象……………
 - ③ヘッジ方針……………
 - ④ヘッジ有効性評価の方法……………
 - (4) 消費税等の会計処理……………

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。	
--	--
 - (5) 退職給付に係る会計処理……………

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。	
--	--
 - (6) 連結納税制度の適用……………

連結納税制度を適用しております。	
------------------	--

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

関係会社の金融機関借入金に対して以下の資産を担保に供しております。

投資有価証券	1,080 百万円
関係会社株式・出資金	20 百万円
合計	1,100 百万円
2. 有形固定資産に係る減価償却累計額	431,699 百万円
3. 偶発債務	
(1) 保証債務の保証先別内訳	
㈱トクヤマ・チヨダジブサム	190 百万円
Tokuyama Nouvelle Calédonie S.A.	133 百万円
従業員	104 百万円
徳山化工(浙江)有限公司	34 百万円
㈱エクセルシャノン	25 百万円
合計	488 百万円
(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	
次の社債については、銀行との間に締結した社債の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務の履行を委任しております。従って、同社債に係る債務と同契約による支払金額とを相殺消去しておりますが、社債権者に対する当社の社債償還義務は社債償還時まで存続します。	
当社第22回無担保社債	15,000 百万円
当社第24回無担保社債	9,400 百万円
合計	24,400 百万円
(3) 債権流動化に伴う買戻義務	621 百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	18,789 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	17,536 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,143 百万円

III 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	57,345 百万円
仕入高	27,384 百万円
営業取引以外の取引高	7,354 百万円

(注) 営業取引以外の取引高には、債権放棄額2,416百万円が含まれております。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	478,862 株
------	-----------

(注) 当事業年度末日の自己株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式が94千株含まれております。

V 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

繰越欠損金	48,983 百万円
減価償却超過額	2,054 百万円
修繕引当金	1,962 百万円
関係会社株式	1,439 百万円
その他有価証券	1,390 百万円
賞与引当金	610 百万円
投資損失引当金	561 百万円
貸倒引当金	131 百万円
その他	1,849 百万円
繰延税金資産小計	58,982 百万円
評価性引当額	△ 36,372 百万円
繰延税金資産合計	22,610 百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

前払年金費用	△ 1,838 百万円
圧縮記帳積立金	△ 935 百万円
その他	△ 231 百万円
繰延税金負債合計	△ 3,005 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	19,604 百万円

VI 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注)	項目	期末残高(百万円)(注)
子会社	㈱トクヤマソーダ販売	所有 直接 100%	製品の販売	当社製品の販売	13,914	売掛金	3,773
子会社	新第一塩ビ(㈱)	所有 直接 85.5%	製品の販売	当社製品の販売	11,265	売掛金	4,035
子会社	㈱トクヤマロジスティクス	所有 直接 100%	製品の輸送・保管	製品の輸送・保管	15,489	買掛金	3,297

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

VII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,794円94銭
2. 1株当たり当期純利益	214円66銭

(注) 役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、1株当たり情報の算出において控除する自己株式数に含めております。

VIII その他の注記

1. 追加情報

業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）を対象とした業績連動型株式報酬制度を2018年9月3日より導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、業績や役位に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は320百万円、94千株です。